丹後沿岸海岸保全基本計画 (変更)

平成 30 年 7 月

京 都 府

## はじめに

丹後沿岸は、福井県境から兵庫県境までの日本海に面した3市2町(舞鶴市、宮津市、京 丹後市、伊根町、与謝野町)にまたがる延長約315kmの海岸である。

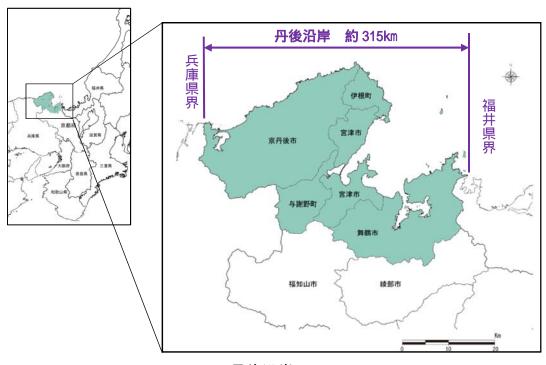
丹後沿岸の大浦半島から久美浜湾に至る海岸線は変化に富み、舞鶴湾、天橋立、伊根湾、経ヶ岬、琴引浜、夕日ヶ浦等、優れた自然景観を有し、東から若狭湾国定公園、丹後天橋立 大江山国定公園および山陰海岸国立公園に指定されている。

丹後半島の経ヶ岬より東側には、複雑に入り組んだ海岸線が美しい舞鶴湾や日本有数の景勝地で「日本三景」の一つである天橋立がある。また、伊根湾には国の重要伝統的建造物群保存地区にも選定された「伊根の舟屋」があり、美しい海とあいまった独特な漁村風景が広がっている。丹後半島の経ヶ岬より西側は山陰海岸ジオパークに認定される等、貴重な地形や地層を有する自然豊かな沿岸が広がっている。また、ポケットビーチや浜詰海岸から久美浜海岸にかけて約7kmにも及ぶ広大な砂浜海岸もあり、自然景観が豊かな海岸である。

平成 11 年に海岸法が抜本的に改正されたことにより、これまでの「海岸災害からの防護」に加え、「海岸環境の整備と保全」および「公衆の海岸の適正な利用」が法目的に追加されたことから、京都府では日本海の厳しい自然が育んだ特色ある風景と、海辺のくらしを守ることを目標として、「防護」「環境」「利用」の調和のとれた総合的な海岸管理を目指すこととし、平成 17 年に「丹後沿岸海岸保全基本計画」を策定して事業を進めてきたところである。

その後、平成23年に発生した東日本大震災による甚大な津波被害等を受けて、平成26年に海岸法の一部改正が行なわれ、国が海岸保全基本方針を変更し「津波・高潮等に対する海岸の防災・減災対策の強化」や「海岸保全施設の適切な維持管理」等が追加された。

このため、京都府では海岸保全基本方針の変更や、平成 17 年以降の新たな海岸に関連する施策等を反映させるため、丹後沿岸海岸保全基本計画を変更するものである。



丹後沿岸

## 丹後沿岸海岸保全基本計画

## 目 次

第1章 海岸の保全に関する基本的な事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
1 海岸の特性・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
1-1 自然的特性 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	1
1-1-1 沿岸の現況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
1-2 社会的特性 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	7
1-2-1 海岸の歴史・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1	7
1-2-2 沿岸利用の現況 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1	9
2 海岸保全の基本理念・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3	31
3 海岸保全の現況と課題	32
3-1 防護面からみた現況と課題 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3	32
3-2 環境・景観面からみた現況と課題 ・・・・・・・・・・・・・・・・ 3	37
3-3 親水・利用面からみた現況と課題 · · · · · · · · · · · · 3	}9
4 海岸保全の基本方針・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4	ŀ1
5 海岸保全の具体的施策	12
5-1 防護の目標を達成するための施策・・・・・・・・・・・・・・・・・4	12
5-2 海岸環境の整備及び保全のための施策 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	ŀ7
5-3 公衆の適正な利用を促進するための施策 ・・・・・・・・・・・・ 4	<b>ļ</b> 9

第2章	海岸保全施設の整備に関する基本的な事項 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	51
	整備ゾーンと保全の方向性······	
2	海岸保全施設の新設又は改良・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	56
_		
_	-1 海岸保全施設の新設又は改良しようとする区域・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
2		56
2	-3 海岸保全施設による受益地域及びその状況・・・・・・・・・・・・・・	57
3	海岸保全施設の維持又は修繕・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	58
3	-1 海岸保全施設の存する区域 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	58
3	-2 海岸保全施設の種類、規模及び配置等 ・・・・・・・・・・・・・・・・	58
3	-3 海岸保全施設の維持又は修繕の方法・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	58
第3章	留意すべき重要事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	71
1	関連計画との整合性の確保・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	71
2	関係機関との調整・連携・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	71
3	地域住民の参画と情報公開・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	72
4	調査・研究の推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	72
5	地球温暖化・異常気象への対応・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	73
6	海岸協力団体の指定に向けた取組・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	73
7	計画の見直し・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	73